

公益社団法人全国老施協

令和7-8年度代議員等選出要領

令和6年12月3日

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
(選挙管理委員会)

この要領は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会（以下、「本会」という。）定款及び代議員等選任規程等に基づき、代議員及び予備代議員の選出または選出のための選挙（以下、「選挙」という。）について必要な細則を定めるものです。

次期代議員等の選出等については、令和7年3月11日までを目途に、代議員等選任規程及び本要領に基づき執り行っていただきます。

1. 代議員の選出

【定款】

第12条 本会の代議員をもって、一般社団・財団法人法上の社員とする。

2 代議員は、概ね正会員100人の中から1人の割合をもって選出される者をもって充てる。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は代議員を選挙する権利を有する。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後の3月末日までとする。ただし、代議員は、第8条第1項の規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

(代議員制)

(1) 本会は、全国を範囲とし、多数の会員を擁することから「代議員制」により運営します。

(2) 代議員とは、「正会員からの委任に基づき選任された者であり、正会員を代表して本会の社員（一般社団・財団法人法第11条第1項第5号等に規定される社員）となり議決を行う者」（代議員等選任規程第2条）です。

したがって代議員は、その所属する施設・事業所が所在する都道府県・政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）の正会員による選挙により選出されなければなりません。（正会員の等しく参加していない地区代表による常任委員会、理事会での互選等による代議員選出等は不適切である旨、公益認定等委員会事務局より指導を受けています。）

(※注1)

- 本会を退会した者、正当な理由なく会費を当該年度終了後1年以内に納入しない場合であってかつ催促に応じないため退会とされた者、総会において除名された者が、再入会后2年を経過しない場合、代議員及び本会会長選挙について投票権を行使することはできますが、代議員に立候補することはできません。

これは、代議員及び会長等の本会役員は会員を代表して運営に責任をもつ者であることから、上記のような理由により退会となった会員については候補となることに一定の制限を設けているものです。

(代議員の資格)

【代議員等選任規程】

(被選挙人の資格)

第8条 代議員等の被選挙人は、次の各号の要件を満たさなければならない。ただし、第4号の要件については、本人の申し出により充足できないことについてやむを得ない合理的な事情があると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 代議員等を選出する年度の1月1日までに正会員として承認され、会費が納入されていること。
- (2) 代議員等を選出する日においても正会員であること。
- (3) 被選挙人が定款第6条第2項により再入会した正会員である場合、再度資格を取得した日から2年を経過していること。
- (4) 被選挙人が所属する法人において、同一都道府県等内に設置された定款第5条(1)アの①から⑤に規定する全ての施設・事業所の代表者は正会員でなければならない。

(3) 代議員は、正会員から総会における表決権を委任された者であり、正会員の意向を本会の運営に反映する責務を負っています。そのため、代議員に立候補する場合下記の資格要件を満たす必要があります。

- ① 代議員等を選出する年度の1月1日までに正会員として承認され、会費が納入されていること。
- ② 代議員等を選出する日においても正会員であること。
- ③ 代議員立候補者が再入会した正会員である場合、再度資格を取得した日から2年を経過していること。
- ④ 代議員候補者が立候補する都道府県等内に設置されている、当該候補者の所属する法人の運営するすべての「会員対象施設・事業所」(定款第5条(1)アに規定する施設・事業所)が、立候補時点までに正会員として承認され、会費が納入されていること。
- ⑤ その任期中、継続的に資格要件を満たすこと。

(※注2)

- 上記の「定款第5条(1)アに規定する施設・事業所」とは、
 - ① 養護老人ホーム
 - ② 特別養護老人ホーム
 - ③ 軽費老人ホーム(ケアハウスを含む。)
 - ④ 老人デイサービスセンター
 - ⑤ 老人短期入所施設(ただし、特別養護老人ホームに併設し、「老人短期入所事業」を行う者は、特別養護老人ホームに含める。)を言います。

(※注3)

- 次のいずれかに該当する場合で速やかに入会手続き又は会費の納入を行う場合は、代議員等選任規程第8条にかかわらず、被選挙人の資格を有するものとします。
 - (1) 会員規程第3条第2項に該当する場合であって、第8条第2項及び第4項の手続きが完了していない場合
 - (2) 被選挙人が所属する法人において、被選挙人が所属する施設事業所と同一都道府県等の中に設置された定款第5条(1)アの①から⑤に規定する全ての施設・事業所の代表者が、立候補時点で、会員規程第8条第4項に規定する手続きが完了していない場合、又は会費が納入されていない場合

これらの措置は、都道府県等協議会の会員規程により都道府県等協議会に入会できない場合や、同一拠点で一体的に運営する併設施設・事業所に対応するものです。

【会員規程】

第3条(正会員)

2 前項の規程にかかわらず、入会を希望する者が都道府県等組織体の規定により、当該都道府県等組織体に所属できない場合は、当該希望者の属する法人以外の法人に属する正会員2人の推薦により本会に所属する事ができる。

第8条(入会の申込み)

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項に該当する者は、正会員2人の推薦書(様式2)を添付のうえ記入押印した入会申込書(様式1)を本会へ直接提出するものとする。

4 本会は、入会申込書を受領した後、仮承認の会員登録を行い、会員番号等を入会希望者に送付する。その後、最初に開催する理事会で承認され次第、正式に入会を承認する。

- (4) 代議員等選任規程(第18条)では「第1号代議員は、都道府県等を単位に正会員により選出されるものであることから、うち1人は、当該都道府県等組織体を代表する者又はこれに準ずる者でなければならない。」と定めています。

当該規定の趣旨は、代議員が、「正会員を代表して本会の社員となり議決を行う者」であることから、うち1名については、正会員により運営される都道府県等の会

(以下、「都道府県等組織体」という。)の代表者等に就任を求めることで、本会と都道府県等組織体の一体的な事業推進を図る点にあります。

このような規定の趣旨から、代議員のうち1名は都道府県等組織体の会長、副会長及びこれに準ずる方からの選出が必要となります。

(※注4)

- 「本会正会員により運営される都道府県等組織体」とは、都道府県等協議会が必ずしも本会会員のみで構成されていない実態が一部にあり、過去の社団法人全国老施協代議員選出過程においても非会員の役員等が参加した会合において代議員が決められた例がありました。本会の公益社団化にあたり、正会員による選挙を行うことを担保するために「正会員により運営される組織体」を位置づけたものです。

(予備代議員)

- (5) 予備代議員は、代議員が欠けた場合または代議員が総会に出席できない時に備えて選出するものです。このため代議員候補者は、あらかじめ予備代議員を必ず推薦し、選挙において当該候補者と合わせて選出される必要があります。
- (6) 1人の予備代議員を、2人以上の代議員の補欠として選任することが可能です。また、同一の代議員が2人以上の予備代議員を選任することができます。ただし、その場合は、当該予備代議員相互間の優先順位を決めておかなければなりません。
- (7) 予備代議員の資格要件は、代議員と同じです(推薦人は不要)。これにより、予備代議員は「代議員が欠けた場合」、その残任期間を限度に代議員となることができます。

2. 代議員の種類

【代議員等選任規程】

(選任方法)

第3条 代議員等は、次の2種とする。

(1) 第1号代議員

会員規程第3条第1項に定める正会員により組織される都道府県及び政令指定都市の会(以下「都道府県等組織体」という。)に所属し、都道府県及び政令指定都市(以下「都道府県等」という。)ごとに、正会員から選出される代議員をいう。

(2) 第2号代議員

会員規程第3条第2項に基づいて入会した正会員から選出される代議員をいう。

2 前項第1号の代議員を選出する場合において、政令指定都市の正会員を当該市の属する都道府県に含め、一体として選出することも可能とする。

(代議員の種類)

- (8) 代議員は、第1号代議員と第2号代議員の2種類です。

- (9) 「第1号代議員」は、正会員により組織される都道府県及び政令指定都市の会（以下「都道府県等組織体」という。）に所属し、都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）ごとに、正会員から選出される代議員です。
- (10) 「第2号代議員」は、入会を希望する者が都道府県等組織体の規定により、当該都道府県等組織体に所属できない場合に、当該希望者の属する法人以外の法人に属する正会員2人の推薦により本会に入会した正会員から選出される代議員です。
- (11) 都道府県等ごとに選出される第1号、第2号代議員の選出については、政令指定都市の正会員を当該市の属する都道府県に含め、一体として選出することも可能です。

(代議員の定数)

- (12) 代議員の総定数は、概ね150人以内（およそ正会員100に対し1人）とします。
- (13) 第1号代議員の定数は、都道府県等ごとに正会員数の下二桁の数字を切り上げて算出された数を100で除した数字を定数とします。（代議員等選任規程別表1）
また政令指定都市によっては、都道府県と一体的に運営されているところもありますので、政令指定都市及び当該市の属する都道府県等組織体の意向を確認した上で、一体的な選出または別々の選出いずれかに決めていただきます。確認なく合算した場合は無効となります。
- (14) 公益社団法人では、会員を会費の額等によって、その権利を制限することは許されません。したがって、施設種別等に関わらず、等しく「1会員」としてカウントします。

3. 選挙管理

【代議員等選任規程】

- 第9条 本会は、代議員等の選出に関する事務を行うために、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 前項の事務のうち、第1号代議員及びその予備代議員（以下「第1号代議員等」という。）の選出に関する業務については、都道府県等組織体と協議の上、その一部を委任することができる。

(選挙管理委員会)

- (15) 代議員は会員を代表して社員となる者であり、その選出については、理事会に対して中立的な立場からの事務遂行が求められることから、本会では別に選挙管理委員会（以下、「中央選管」という。）を設置し、これにあたるものです。

(事務の委任)

- (16) 代議員等は本会正会員から委任された者であることから、
 - ① 正会員による選挙で選出されること、

- ② 代議員の選挙を他の団体（この場合、都道府県等組織体）に完全に委ねることは不相当であること、
- ③ 代議員選出の骨格が定款で定められていること（定款第12条が該当）、などが内閣府公益認定等委員会により指導されています。

(17) 前項②に基づき、代議員等の選出に関する業務について、都道府県等組織体と協議の上、その一部を委任することができます。

都道府県等組織体が選挙事務の一部受任をするにあたっては、同組織体内に「●●都道府県等代議員選挙実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）を設置していただきます。実行委員会の設置にあたっては、事務の遂行について第三者機関として独立性を保つことができる方法により行ってください。

- ① 実行委員については本会正会員で、代議員及び予備代議員候補者または推薦人を除く者から若干名（5名程度）を選定し、中央選管の承認を受けた上で決定してください。
- ② 選挙事務の一部委任は、中央選管所定の様式による届出受理をもって成立します。届出用紙については、申し出により交付します。以降の連絡調整は、主として文書もしくはメールにて行っていただきます。
- ③ 実行委員会の設置が困難なため、事務の委任を受けられない場合は、当該都道府県等における選挙に関する選挙事務の一切を中央選管にて執り行います。

(18) 都道府県等組織体に委任する内容は、当該都道府県等における本会正会員の位置づけに応じて整理します（下記ア～エ参照）。なお、具体的な日程、手順等については、中央選管と確認・協議の上で進めていただきます。

- ア. 「都道府県等老施協正会員＝本会正会員」と規定している都道府県等の場合
都道府県等老施協による「●●都道府県等代議員選挙実行委員会」を設け、立候補受付、候補者の告示、投票管理等の事務を委任する。
- イ. 「都道府県等老施協正会員と本会正会員が混在」している都道府県等の場合
本会正会員による「●●都道府県等代議員選挙実行委員会」を設け、立候補受付、候補者の告示、投票管理等の事務を委任する。
- ウ. 「都道府県等老施協において本会正会員が全く位置づけされていない」場合
本会正会員による「●●都道府県等代議員選挙実行委員会」を設け、立候補受付、候補者の告示、投票管理等の事務を委任する。
- エ. 上記ア.イ.のうち、「老施協とデイ協が別々の組織となっている」場合
都道府県等組織体として合同の「●●都道府県等代議員選挙実行委員会」を設置し、当該組織体に所属するすべての正会員による選挙を行うための立候補受付、候補者の告示、投票管理等の事務を委任する。

(事務費の補助)

(19) 中央選管から実行委員会への選挙事務の一部委任について、当該選挙に係る費用の一部補助を行います。

☆ 都道府県等代議員選挙実行委員会事務費補助金

- 【積算】：[正会員数×通信費3回(@110円×3回=330円)]+[代議員数2名まで30,000円、3名以上50,000円]⇒5,000円刻みで切上げ
- 【振込口座】：各実行委員会の事情に合わせて設定します。現金書留による支払いも可能ですが、その場合は必ず領収証を提出していただきます。
- 積算式は、投票を実施しなかった場合でも変更ありません。

4. 選挙の時期

【代議員等選任規程】

第6条 本会は、定款及びこの規程に定めるところにおいて、現任の代議員等の任期が終了する3月末日までに、正会員による次期代議員等の選挙を行わなければならない。

第23条 代議員等の選挙は、郵便投票若しくは都道府県等組織体の総会において次のとおり執り行うものとする。

- (1) 代議員等の選出は、任期満了年の3月末日までに正会員による無記名投票によって執り行うものとする。ただし、正会員による郵便無記名投票も可能とする。

(20) 次期代議員等の選出は、現代議員の任期満了までに行わなければなりません。本会会長は本会定款の定めにより、正会員による選挙で選出することとしています。その際の立候補者は新代議員の推薦(20名以上)を必要とするため、各都道府県等代議員の選出を「選挙を行う年の3月11日までに終えて」いただくこととしております。

(※注5)

- なお、推薦人となる新代議員の方は、当然のことながら次期任期(令和7-8年度)を担うことを前提としていることを申し添えます。このことは、平成21-22年度の本会役員選挙において、推薦人となられた代議員が直後に交替する事例があり、決して望ましいものではないと考えるからです。

5. 選挙人の資格

【代議員等選任規程】

第7条 選挙人は、代議員の選出が行われる年度の1月1日において正会員として承認され、会費を納入している正会員とする。ただし、会員規程第11条第1項に定める退会届を本会に提出し、新たに選出される代議員の任期が開始する前に退会する正会員を除く。

- (21) 選挙人は、代議員の選出が行われる年度の1月1日において正会員として承認され、会費を納入していなければなりません。

(※注6)

- 会員規程第8条第4項の仮承認の手続きが完了し、会費が納入されている場合は、選挙人の資格を認めたとしても不都合はないことから代議員等選任規程第7条の規定にかかわらず選挙人の資格を有するものとします。

(※注7)

- 代議員の任期は、選挙の年の4月1日～翌々年3月末日までであり、その期間における都道府県等組織体正会員の代表として選出される者であることから、当該代議員の選出に関する意思の表示は、選挙の年の4月1日以降も本会正会員である者によることが適当であると判断されています。

したがって、選挙を行う年の3月末日をもって退会する施設・事業所については、年度内のサービスを受ける権利・権限は有しますが、次年度以降の事業推進に関する権利・権限は持たないことから、同年の代議員選挙についても、選挙権、被選挙権及び推薦権を持たないこととなります。

- (22) 選挙事務の一部委任があった場合の都道府県等における選挙人については、中央選管より実行委員会に、令和7年1月1日現在の本会正会員の名簿を提供します。実行委員会は、それに基づいて選挙事務の遂行を行ってください。

6. 選挙の方法

【代議員等選任規程】

第23条 代議員等の選挙は、郵便投票若しくは都道府県等組織体の総会において次のとおり執り行うものとする。

- (1) 代議員等の選出は、任期満了年の3月末日までに正会員による無記名投票によって執り行うものとする。ただし、正会員による郵便無記名投票も可能とする。
 - (2) 前号の無記名投票は、立候補者の氏名が列記された用紙に定数と同数、又は定数より少ない数の○印を付して投票する。
 - (3) ○印の得票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。
 - (4) 前号の場合において、定数最下位者が複数ある場合は、再度投票を行い決する。
- 2 前項の投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効票とする。なお、各号に該当しないものは委員会で判断する。
- (1) 正規の投票用紙を用いていないもの。
 - (2) 投票用紙の候補者の氏名の欄に○印以外を記入したもの。
 - (3) ○印が定数よりも多いもの。
 - (4) 判読できないもの。
- 3 立候補者数が定数を超えないときは、信任投票を行わず、当該立候補者をもって当選人とする。

(23) 公示・告示に関する書類、立候補に関する届出書類、投票用紙等選挙に必要な書類については、中央選管より定められた様式にて各実行委員会へ交付します。交付時期等については、進捗状況に準じます。

(24) 選挙は、都道府県等組織体の総会または郵便により、正会員による無記名投票により行います。

郵便投票を行う場合は、返信用封筒に投票用紙を封入して行います。投票権は、正会員各々につき1票です。これは本会会員施設・事業所ごとに等しく1票を意味するものです。

(25) なお、本会定款では、施設・事業所の代表者について「当該施設・事業所の開設者、管理者又は当該開設者若しくは管理者が指定する者」と規定しております。

(あくまで会員を代表する者としての代議員を選出するための、会員に開かれた選挙を目的としており、介護保険法等の上での請求担当者等とは無関係のものです。)

したがって、複数の施設で同一の者が管理者（代表者）として登録されている場合にも、1会員（事業所）ごとに1票の原則どおり、同一代表者が2票を持つこととなります。推薦人についても同様です。また同様の理由から、同一施設・事業所内であれば、総会での選挙に出席できない施設・事業所の代表者が指名（委任）した代理人により代理投票することも可能です。（申し出により発行する中央選管所定の代理証明書により有効となります。）

(公示)

(26) 選挙の実施にあたり、中央選管または実行委員会は、該当する都道府県等組織体に所属するすべての正会員に対して、次の内容を郵送、FAX又は電磁的方法によって公示し、代議員選挙立候補を受け付けます。(空欄部分については、中央選管または中央選管と実行委員会の協議により取り決めます。)

- (1) 代議員立候補者の資格：代議員等選任規程第8条による。
- (2) 定数 ●名
- (3) 代議員の任期：2年(令和7年4月1日～令和9年3月31日)
- (4) 立候補(及び推薦)の届出(受付)期間
令和 年 月 日()から 月 日()までとする。(※期間内必着)
- (5) 届出書類
代議員に立候補する者は、必ず自己の予備代議員を推薦したうえで、本会ホームページから立候補に必要な事項について登録を行うとともに、本会所定の様式に従い、次に掲げる書類を受付期間内に公益社団全国老施協選挙管理委員会(以下、「中央選管」という。)、または●●都道府県等代議員選挙実行委員会(以下、「実行委員会」という。)まで郵送若しくは持参すること。
(様式1) 立候補届(所信(200字まで)、予備代議員候補者名を含む)
(様式2) 履歴書
(様式3) 都道府県ごとに別表2に定める人数の正会員の推薦書
(様式4) 候補者及びその予備代議員が所属する法人において、同一都道府県等の中に設置された定款第5条(1)アの①から⑤に規定する全ての施設・事業所の一覧表
※上記様式1～4については、全国老施協ホームページ(<https://www.roushikyo.or.jp/>)よりダウンロードすること。
- (6) 候補者の名簿公表・選挙告示
中央選管または実行委員会は、立候補者が届け出た書類を審査し、要件に合致していることを当該立候補者に通知するとともに、以下を記載して名簿を作成し、当該都道府県等に所在する全国老施協正会員に公表した上で、選挙告示を行う。
(ア) 代議員候補者の氏名、性別、年齢、所信、所属する都道府県等組織体における役職
(イ) 推薦者氏名
(ウ) 予備代議員候補者氏名
- (7) 選挙日(投票及び開票日)
代議員等選任規程第23条「代議員等の選挙は、郵便投票若しくは(全国老施協の正会員により運営する)都道府県等組織体の総会において次のとおり執り行うものとする。」に基づき、以下のとおり●●都道府県等代議員選挙を行う。
※ ア) イ) いずれかの方法により通知してください。

ア)	令和 年 月 日 () **: **~**: ** 於: (会場名) 選任方法: 全国老施協正会員による総会にて投票を行い、同日開票する。
イ)	開票日: 令和 年 月 日 () <郵便投票> 選任方法: 以下に示す立会人の立会いの下、全国老施協正会員による郵便投票を開票する。 ※開票日の正午までの到着分について有効。

(8) 選挙結果の公表 (報告)

中央選管または実行委員会は、ホームページ等により選挙結果を速やかに正会員に報告する。

(9) 選挙管理委員長の選任及び事務を処理する場所

ア) 「中央選管」

・令和6年11月20日(水)、全国老施協第100回理事会において選挙管理委員会を設置し、12月〇日(〇)選挙管理委員の互選により委員長を選出した。

【委員長】

【委員】

・事務を処理する場所 (問合せ先・送付先)
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル
公益社団法人全国老人福祉施設協議会 選挙管理委員会担当
TEL 03-5211-7700 Fax 03-5211-7705
E-mail: js.01@roushikyo.or.jp

イ) 「●●都道府県等代議員選挙実行委員会」

・令和 年 月 日 ()、選挙実行委員の互選により委員長を選出した。

(委員長氏名) _____

(法人・施設名) _____

・委員氏名及び施設名
・事務を処理する場所 (問合せ先・送付先・担当者名)

ウ) 「●●都道府県等代議員選挙立会人」

・令和 年 月 日 ()、選挙実行委員会により以下の2名を指名した。

(立会人氏名) _____

(法人・施設名) _____

(立会人氏名) _____

(法人・施設名) _____

(立候補の受付)

(27) 正会員からの代議員立候補の受付は、**5日以上7日を超えない範囲**で期間を定めます。

代議員に立候補する者は、所定の期日までに本会ホームページから立候補に必要な事項について登録を行うとともに、次に掲げる書類を中央選管または実行委員会に提出してください（立候補受付期間中に必着のこと）。

(様式1) 立候補届（所信（200字まで）、予備代議員候補者名を含む。）

(様式2) 履歴書

(様式3) 都道府県ごとに別表2に定める人数の正会員の推薦書

(様式4) 候補者及びその予備代議員が所属する法人において、同一都道府県等の中に設置された定款第5条（1）アの①から⑤に規定する全ての施設・事業所の一覧表

※ 推薦者については、会員の付託により代議員となる者への推薦について責任を明確にするべきであることから、氏名を公表します。

中央選管は、立候補者から提出された書類を審査し、要件に合致していることを当該立候補者または実行委員会に通知した上で、以下を記載した立候補者名簿を作成し、都道府県等所在の本会正会員に公表します。

①代議員候補者の氏名、性別、年齢、所信、所属する都道府県等組織体における役職

②推薦者氏名

③予備代議員候補者名

(28) 立候補者が定数に満たない場合は、代議員等選任規程第22条の定めにより、都道府県等組織体の代表者に対し、不足する代議員数を対象に候補者の推薦を依頼することとなります。それに基づき、当該候補者の同意を得て中央選管に名簿を提出していただきます。

(告示)

(29) 中央選管または実行委員会は、該当する都道府県等組織体に所属するすべての会員に対して、下記の内容を郵送、FAX又は電磁的方法によって告示します。

(1) 候補者名簿・選挙告示

(ア) 代議員候補者の氏名、性別、年齢、所信、現職、所属する都道府県等組織体における役職

(イ) 推薦者氏名

(ウ) 予備代議員候補者名

(2) 選挙日（投票及び開票日）

代議員等選任規程第 23 条「代議員等の選挙は、郵便投票若しくは（全国老施協の正会員により運営する）都道府県等組織体の総会において次のとおり執り行うものとする。」に基づき、以下のとおり●●都道府県等代議員選挙を行う。

※ア) イ) いずれかの方法により通知してください。

ア)	令和 年 月 日 () ** : ** ~ ** : ** 於 : (会場名) 選任方法 : 全国老施協正会員による総会にて投票を行い、同日開票する。
イ)	開票日 : 令和 年 月 日 () <郵便投票> 選任方法 : ●●都道府県等代議員選挙実行委員会の定める立会人の立会いのもと、全国老施協正会員による郵便投票を開票する。 ※ 開票日の正午までに到着したものに限り有効。

(投開票)

- (30) 投開票については、正会員より 2 名の立会人を求め、所定の様式により事前に中央選管へ届け出た上で、実行委員会が執り行っていただきます（場合により中央選管より委員を派遣します。）。
- (31) 投票用紙には、立候補者の氏名が列記されておりますので、定数と同数または定数より少ない数の○印を付して投票していただきます。
- 総会・郵便いずれの方法に関わらず、投票については出席率（投票率）を問わず成立し、出席者による投票（到着した投票用紙）から得票数の多い順に、定数に達するまでの者を当選とします。
 - 定数最下位者が複数ある場合は、再度投票を行うか、中央選管と実行委員会の協議により、公正公平かつ合理的な方法にて選出します。
 - 立候補者数が定数を超えないときは、当該立候補者をもって当選人となります。

(その他)

- 都道府県等老施協における改選期が本会とずれている場合について、本会代議員は定款により任期を定めており、都道府県等の役員任期とは連動していません。したがって、本会の任期において代議員選挙を行っていただくものです。
- 現状において、本会の正会員と同一である都道府県等老施協会員の意思を反映している場合であっても、代議員は公益社団法人の社員として別途選出するため、本会正会員による選挙は必須要件として指導を受けております。
- 休会中の会員は、会費を免除されている点や、施設・事業所の一時休止といった特別な事情が想定されることから、代議員（予備代議員）選挙への立候補及び投票を行うことはできません。